2　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

3　新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項第二十九号の規定により分別又は按分するものとする。

4　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の六第三項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値に当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

（令和三年度における基準財政需要額の算定方法の特例）

第十九条の十六　各道府県の法附則第六条の二第一項第一号に掲げる額は、当該道府県の控除前財源不足額（法第十条第三項本文の規定により令和三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額が法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。第五項及び第六項を除き、以下同じ。）に当該道府県の次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。第五項及び第七項を除き、以下「補正指数」という。）に附則別表第十三⑴のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・二六六一を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・七五を超える場合は、〇・七五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九四七六七六を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

［一～五　略］

6　合併関係市町村に係る控除前財源不足額は、次の算式によつて算定した額を、合併関係市町村が当該年度の四月一日現在において全てなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ法第十条第三項本文の規定により令和三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた第九項の適用がないものとした場合における第四十九条の規定をもつて算定した基準財政需要額が第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額により按分した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

算式

（A－B）×α＋B

（A－B）が負数となるときは、Aとする。

算式の符号

A　法第10条第３項本文の規定により令和３年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた第９項の規定の適用がないものとした場合における第49条の規定により算定された第48条第１項の算式の符号Aに同じ。

（令和三年度における基準財政需要額の算定方法の特例）

第十九条の十六　各道府県の法附則第六条の二第一項第一号に掲げる額は、当該道府県の控除前財源不足額（同条の規定の適用がないものとした場合における法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額が法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。第五項及び第六項を除き、以下同じ。）に当該道府県の次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。第五項及び第七項を除き、以下「補正指数」という。）に附則別表第十三⑴のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・二六六一を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・七五を超える場合は、〇・七五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九四七六七六を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

［一～五　同上］

6　合併関係市町村に係る控除前財源不足額は、次の算式によつて算定した額を、合併関係市町村が当該年度の四月一日現在においてすべてなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ第九項の適用がないものとした場合における第四十九条の規定をもつて算定した基準財政需要額が第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額により按分した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

算式

（A－B）×α＋B

（A－B）が負数となるときは、Aとする。

算式の符号

A　第９項の規定の適用がないものとした場合における第49条の規定により算定された第48条第１項の算式の符号Aに同じ。